

陳情5第32号 道交法63条の十一にヘルメット条例案に関する陳情



出典：警察庁ホームページ

道路交通法（抜粋）

（自転車の運転者等の遵守事項）

第六十三条の十一 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

- 2 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- 3 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するとき、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例（抜粋）

（自転車等の利用者等の責務）

第4条

5 自転車の利用者は、次の各号に掲げる事項を行いながらの運転の禁止その他の道路交通法及び同法に基づく命令その他関係法令の規定を遵守しなければならない。ただし、難聴者が補聴器を使用する場合又は公共目的を遂行する者が当該目的のための指令を受信する場合にイヤホン等を使用するときは、この限りでない。

- (1) 傘を差しながらの運転
- (2) 携帯電話用装置を手で保持して通話し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しながらの運転
- (3) イヤホン等で音楽を聴くなど、安全な運転に必要な音声が聞こえないような状態での運転